**障害福祉サービス等情報公表制度について**

障害福祉サービス等を提供している事業所につきましては、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」を通じて、事業所情報を市に報告する必要があります。報告期間中に報告ができていない事業所は、速やかに報告をお願いします。

○報告期間

初めて報告を行う事業所（新規）　　　　 ： 新規指定後２月以内

既に報告を行ったことがある事業所(更新) ： 報告年度の５月８日頃から

　※　毎年度、システムの準備が整いましたら、システムからメールでお知らせが届きますので、更新作業をしてください。

※　更新は毎年必要となります。今年度未申請の事業所が多くありますので、「障害福祉サービス等情報公表システム」を通じて申請をお願いします。

○基準日

　報告年度の４月１日

○実施期間

　報告年度の４月１日から１年間